

改正

令和3年9月22日条例第13号

和泊町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 和泊町における定住促進を図り、地域の活性化を推進するため、和泊町定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 定住促進住宅の名称及び位置は、町長が別に定める。

(入居資格)

第3条 定住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 和泊町に永く居住する意思をもって町外から転入しようとする者であること。ただし、転勤等による転入予定者又は既に居住実態のある者は除く。
- (2) 自ら居住するための住宅を必要とする者若しくは自ら居住するための住宅を必要とする者のうち現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。）がある者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (4) 同居親族が暴力団員でないこと。
- (5) 税を滞納していないこと。

(入居の申込み及び許可)

第4条 定住促進住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、町長に入居の申込みをし、入居の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可を与える場合に条件を付することができる。

(家賃)

第5条 定住促進住宅の家賃は、月額3万円とする。

- 2 定住促進住宅に入居した日が月の中途であるとき、又は明け渡した日が月の中途であるときは、その月の家賃は、日割り計算によるものとする。

3 家賃の納付は、毎月25日までに当該月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で定住促進住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。

(敷金)

第6条 入居決定者は、敷金として家賃2月分に相当する金額を納付するものとする。

2 前項の敷金は、入居者が定住促進住宅を明渡したときは、無利息でこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

(賃貸借契約)

第7条 第4条の入居の許可を受けた者は、町長と契約書による定期賃貸借契約を締結し、住宅を借り受けるものとする。

(退去)

第8条 前条による契約を締結し、その契約期間を待たずして退去する場合には、退去日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

(期間)

第9条 入居者が入居できる期間は、1年未満とする。

2 前項の期間満了後における期間の更新は、行わないものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める場合は、入居者からの申請に基づき再度入居の許可を与えることができるものとするが、その場合において第7条に規定する定期賃貸借契約を締結しなければならない。

(住宅の明渡し)

第10条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を2月以上滞納したとき。
- (3) 当該定住促進住宅を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで1月以上当該定住促進住宅を使用しないとき。
- (5) 町長の承認を得ないで同居親族以外の者を同居させたとき。
- (6) 当該定住促進住宅の用途を変更したとき。
- (7) 町長の承認を得ないで当該定住促進住宅を模様替えし、又は増築したとき。
- (8) 他に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための町長の指示に従わなかったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、条例、規則及び入居の許可の条件に違反する行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。
- 3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 町長は、第1項第2号から第9号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(修繕)

第11条 定住促進住宅の修繕に要する費用（次条第3号に掲げる費用を除く。）は、町の負担とする。

- 2 定住促進住宅の入居者の責めに帰すべき理由により前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第12条 次に掲げる費用は、定住促進住宅の入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道、下水道及び有線テレビの使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月6日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。